

## 今後の持続的な里山管理のあり方について（たたき台） （議論に当たっての論点整理）

### ◎ 現状、課題

- 森林税を活用した里山整備については、H25年度から間伐材の搬出への支援を加え、間伐材等の利活用による継続的な森林づくりを推進しているが、搬出の取組が広がっていない。

|        | H25年度               | H26年度               | H27年度               | H28年度               |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 目標     | 2,000m <sup>3</sup> | 3,000m <sup>3</sup> | 4,000m <sup>3</sup> | 5,000m <sup>3</sup> |
| 実績（見込） | 1,225m <sup>3</sup> | 2,152m <sup>3</sup> | 2,436m <sup>3</sup> |                     |

- ・ 里山：所有規模が零細、資源状況のばらつきが大きい → 小規模・小ロットの搬出間伐  
(制度自体も、利用先を県内に限っており商業ベースに乗りにくい)
- ・ 森林組合などの事業体：里山以外での比較的規模の大きい搬出間伐に取り組む  
→ 里山での搬出間伐にまで取り組みにくい

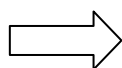
- 信州の木活用モデル地域支援事業：里山の森林資源を地域が一体となって利活用する先進的な取組を支援（H25～27年度で18件の取組を支援）  
里山活用推進リーダー育成事業：地域リーダーを育成することにより、里山資源の利活用と継続的に活動できる地域づくりを推進（H27年度で10件の取組を支援）  
などの取組を進めているが、間伐材や里山資源を地域で自立的・継続的に利用する体制が整い、里山整備が持続的に進む状況には至っていない。

### ◎ 持続的な里山管理のための環境整備

- 林業事業体に加え、伐採の技術を持った多様な担い手・主体が育成され、地域の里山整備に携わっている
- 里山整備後の搬出作業を担える人材や団体が育成され、必要な機材が確保されている
- 里山から生産された間伐材が地域で使われるなど、需要先が明確になっている
- 森林所有者、伐採の技術を持った方、搬出作業を担える団体等、需要先のそれぞれを地域の中で結び付け、間伐材を含む里山資源の活用をコーディネートできる人材が存在している
- 取組の推進にあたっては、地域の実情を把握している市町村が主体的に関わっている

### ◎ 必要な支援

- ハード整備（搬出機材、簡易路網）
- 人材・団体育成
- 関係者の動機付け・コーディネート



市町村、地域を巻き込みながら、  
トータルで里山管理・整備が持続的  
に行われる環境づくり

### 国庫補助事業の搬出間伐と森林税事業の搬出支援の違いについて

| 項目   | 国庫補助事業の搬出間伐  | 森林税事業の搬出支援   |
|------|--|--|
| 趣旨   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用期を迎えつつある森林資源の活用による、持続的な森林経営の実現。</li> <li>・森林経営計画等の作成者が施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う森林整備を支援する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの間伐を推進するとともに、これまで切り捨てられていた間伐材の搬出・利用を支援。</li> <li>・自発的な里山整備を推進する。</li> </ul> |
| 事業主体 | 市町村、森林所有者、森林組合、林業事業体、NPO 法人等、林業公社 など   | 市町村、森林所有者、森林組合、林業事業体、NPO 法人等   |
| 単価設定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘクタールあたりの搬出材積により変化。概ね 25 万円～80 万円（年度による変動あり）</li> <li>・最大 100m<sup>3</sup>/ha まで。</li> <li>・10m<sup>3</sup>/ha 毎に 10 段階の単価設定。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出材積 1m<sup>3</sup> あたり 3,500 円</li> </ul>                                       |
| 補助要件 |  |  |
| 対象森林 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画、集約化実施計画など、森林を管理していく計画がある森林</li> <li>・樹齢 60 年生以下（例外あり）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みんなで支える里山整備事業」（切捨間伐）実施箇所</li> </ul>   |
| 対象作業 | 立木を伐採・玉切りして丸太にし（造材）、森林内から最寄りの道路端や山土場へ搬出・集積する作業まで   | 「みんなで支える里山整備事業」により伐採（切捨間伐）された木材を、森林内から最寄りの道路端や山土場へ搬出・集積する作業まで  |
| 面積   | 5ha 以上   | 「みんなで支える里山整備事業」（切捨間伐）の面積要件が 1ha 以上   |
| 搬出先  | 特に制限は無し  | 県内で加工または消費されること  |
| 搬出量  | 1 申請あたり 10m <sup>3</sup> /ha 以上  | 1 申請あたり 1m <sup>3</sup> 以上   |
| その他  | 事業実施の翌年度から起算して 5 年間は、皆伐及び森林以外への転用を禁止。  | 切捨間伐である「みんなで支える里山整備事業」の事業実施に係る協定締結期間の 20 年間は、皆伐及び森林以外への転用を禁止。  |

※国庫補助事業は、現在主に搬出間伐を実施している「森林環境保全整備直接支援事業」について記載